

裁判員裁判の全判決書の公開を求める意見書

2010年（平成22年）3月19日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

当連合会は、最高裁判所に対し、裁判員の参加する刑事裁判の第一審の判決書全てを広く一般に公開するよう求める。

意見の理由

1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）に基づき、裁判員が参加して行われた判決は、既に280件を超えた（2010年2月28日現在）。裁判員裁判に対する国民の関心は、審理のみならず判決結果にも向けられており、一般国民の参加が判決の理論や理由にどのような影響を与えているかに注目が集まっている。

2 刑事裁判の第一審における判決書には、訴訟の当事者（被告人・弁護人、検察官）に対し、ア）当該事件の判断の正当性を示す、イ）控訴審における審判の対象を示す、という役割があるが、それと同時に、ウ）訴訟当事者のみならず、事件関係者を含む広く一般の国民に対し、判断の理由と結論を示すことで、国民から付託された司法権の行使について説明責任を果たし、裁判への信頼を確保する役割も担っている。この点、司法研修所が昨年発表した司法研究『裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方』（司法研究報告書第61輯第2号）が、第一審判決書の機能について、「裁判の結果としての到達点を示すものであり、判決の結論の正当性をそれ自体として示すものである。また、訴訟行為を行った両当事者（被告人・弁護人、検察官）に裁判所の判断を示すとともに、控訴審における審判の対象を提供するという機能も有している。同時に、被害者やその遺族を含む事件関係者、さらには、広く国民一般に対して、その判断の内容を説明し、裁判に対する信頼あるいは批判の根拠を提示するという機能も持っている。」（同7頁）と指摘していることは、極めて正当である。

刑事裁判は刑罰によって国民の生命、自由及び財産を制約するものである。判決において示される法解釈や事実認定、量刑判断は後の裁判にも影響し得るところから、刑事裁判の結果を示す判決書は、当の被告人のみならず広く国民一般の基本的な人権に密接に関連するものである。また、国の三権の一つである司法権の行使状況が、付託した国民の前に明らかにされ、「信頼あるいは批判」の元となる情報が提供されることは、司法権の適正な行使を担保するものとしても重要である。

これらの観点に照らせば、刑事裁判の結果が広く国民一般に提示されることが必要である。

3 とりわけ，裁判員裁判における第一審の判決書には，裁判員の参加した判断が示されることから，将来裁判員となる市民にとっては，裁判員の役割を知る上で重要な情報源の一つであることが留意されなければならない。

実際，裁判員の参加する裁判の第一審判決書は，従来の判決書と比べ，分かりやすさを中心に大きく変化しており，市民が判決書に直接触れることができれば，将来担当するかもしれない裁判員がどのような役割を果たすのかが理解できる内容となっているものが多い。現段階では，統一した書式が確立しているわけではなく，各裁判体がそれぞれのスタイルを用いているが，平易な言葉を用い，争点に絞ったものとなっている点は共通している。そして，判決書の中には，判断の結論だけでなく，その結論に至る過程において，評議でいかなる議論がなされたか，その道筋がわかる記述がなされているものも数多い。これには，当該判断に参加した裁判員が，「その活動の結果・意義を確認」という意味がある（前記司法研究報告書7頁）。

また，議論の判断基準として，「社会通念」「一般人の感覚」「常識に照らして」などの記述が示されていることも，審理，評議，判決のそれぞれのプロセスにおいて市民が期待されている役割が理解されやすいものになっていると言えよう。

4 以上のとおり，刑事裁判全般の公開が求められるところであるが，とりわけ裁判員裁判については，同裁判への国民の理解の増進と信頼を確保するとともに，国民が裁判員の役割を知り，裁判員として刑事裁判に参加する意義に対する理解を深めるため，第一審における判決書が公開されることが喫緊の課題である。

また，上述の観点からは，第三者によって選別された判決書だけでなく，裁判員裁判の全ての判決書が公開され，裁判員制度下における審理及び判決書の在り方をめぐる議論の素材が国民一般に提示されるべきである。

公開の方法としては，裁判所ホームページ「裁判例情報」への掲載のほか，裁判員裁判判決例集の発行が考えられる。

よって，意見の趣旨のとおり求める。